

# 農業振興地域整備計画を変更する理由

豊田市

## 第1 農業振興地域整備計画変更の理由

経済事情の変動その他情勢の推移により変更する。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、本市の自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して農業以外の土地利用との調整を図りつつ農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備に必要な施策の推進に努めているところである。

今般、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について本市住民等からの要請があり、その内容を検討した結果、同法第13条の規定による農業振興地域整備計画の変更を行うこととした。

## 第2

### 1 農用地利用計画

#### （1）農用地区域の編入

図面番号	所在	編入の理由
116	汐見町4丁目	当該地は令和5年5月に自動車修理工場の建築のため農振除外を行ったが、当初計画より一部利用しない区域があると申出があり、今後も農地利用をしていくと編入申出があったため。

#### （2）農用地区域の除外

図面番号	所在	除外の理由
97	田代町7丁目	（97～98、100～115） 農業外の土地利用を希望する申出があり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。
98	若草町3丁目	
100	竹町北田	
101	竹元町荒子	
102	若林東町宮間	
103	永覚町東沢	
104	竹元町荒子	
105	広田町谷口	
106	前林町行田	
107	竜神町竜神	
108	若林東町赤池	

109	加納町大沼	
110	保見町南山	
111	石野町下谷下	
112	勘八町勘八	
113	勘八町勘八	
114	勘八町勘八	
115	豊松町人見	
122	前林町大針	(122~131)
123	大平町市ノ瀬	法施行規則第4条の5第1項に
124	沢田町森下	該当する施設(公益性が特に高
125	押沢町落之田	いと認められる事業に係る施
126	松嶺町漆田	設)が建設されたため
127	太田町板取	
128	上切町石畑	
129	下中町金山	
130	上切山町西久保	
131	新盛町岩屋	

(3) 用途区分の変更

図面番号	所 在	変 更 の 理 由

(4) 指定の錯誤による除外

図面番号	所 在	除 外 の 理 由

2 農業生産基盤の整備開発計画

本計画は変更しない

3 農用地等の保全計画

本計画は変更しない

4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

本計画は変更しない

5 農業近代化施設の整備計画

本計画は変更しない

6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

本計画は変更しない

7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

本計画は変更しない

8 生活環境施設の整備計画

本計画は変更しない